

令和5年度第3回多摩市特別職報酬等審議会議事録（要点筆記）

- 1 日 時 令和5年10月31日（木） 午後1時から
- 2 会 場 多摩市役所 第二庁舎会議室
- 3 出席者 9名（委員数9名）
出席者
齋藤 健治 齋藤 裕美 四田 秋雄 田村 清太郎 田丸 陽子
原 義彦 馬場 政宏 引地 毅 平野 紀美子
欠席者
なし
事務局
藤浪 裕永（総務部長） 森合 正人（人事課長）
佐藤 麻由美（人事課給与・厚生係長） 田中 洗希（人事課主事）
- 4 開会
会長より開会の宣言がなされた。
- 5 第2回審議会議事録について
会長から、議事録について各委員に意見を求めたところ、内容について異論がないことが確認された。
- 6 議事録署名委員の指名
議事録署名委員に原義彦委員及び馬場政宏委員が指名された。
- 7 特別職の報酬について
事務局から、下水道事業に関して、令和6年4月以降については下水道事業管理者を設置せず部制とし、市長が下水道事業管理者を兼務することになった旨の説明があり、これにより、下水道事業管理者については、当審議会の審議の対象から除外することとなった。また、追加配布資料について説明がされた。
会長が事務局の説明に対して各委員に意見を求めたところ、以下の質疑・審議がなされた。

委員 : 下水道事業管理者については、前回の事務局からの説明の中では、多摩市が先行して下水道管理者を置いていたと認識していたが、この職が不要になったということか。

事務局 : 下水道事業管理者の設置の目的は、ニュータウン開発時に設置された施設の改修等を行うため、公営企業法を全部適用させ、独立採算制を高めるために官庁会計から分離し、事業を軌道に乗せるというものであった。この役割を一定程度果たしたという評価のため、令和6年4月以降は下水道事業管理者を置かないこととなった。なお、今後は、市長が下水道事業管理者を兼務し、新たに下水道部長を置く予定である。

- 会長 : 基本的な実務は部長に任せ、最終責任者は市長になるということか。
- 事務局 : そのとおり。
- 会長 : 市長が下水道事業管理者を兼ねることで、その分の報酬は発生するのか。
- 事務局 : 市長の報酬が増額することはない。下水道事業管理者の職を設置する以前と同様である。
- 委員 : 下水道事業管理者を設置しないことについては、東京都にも関わってくるのか。
- 事務局 : 東京都には報告するが、直接関わってくるわけではない。
- 委員 : 特別職の期末手当の6月期と12月期の支給率が異なるのはなぜか。
- 事務局 : 期末手当の支給率は、かつては12月の年末年始前には何かと物入りだということで12月期の支給率の方が高くなっていたが、時代の変遷もあり、現在、常勤一般職は等分支給になっている。
- 会長 : 特別職の期末手当が常勤一般職の期末・勤勉手当の総支給月数と連動するとなると、常勤一般職の期末・勤勉手当の総支給月数が下がる場合は特別職の期末手当も下がるということか。
- 事務局 : そのとおり。常勤一般職の給与改定に合わせて期末手当を支給することで、社会情勢を速やかに反映することができる。
- 会長 : 常勤一般職の期末・勤勉手当の総支給月数と連動すると特別職の期末手当の支給月数が今回は上がることになるため、特別職の年間の報酬は増える。これらを踏まえた上で、給料月額（または報酬月額）についてどうするか、議論を進めていきたい。
- 委員 : 特別職の給料や報酬の決定に歴史的な変遷があると思うが、そういう観点では議論しないのか。社会情勢の変化というのは、曖昧な指標であるように感じる。
- 事務局 : 特別職の給料月額（または報酬月額）の決定に歴史的な背景もあるが、当審議会は、今回は5年ぶり、過去には2年に1度程度開催しており、その時々で議論し決定してきた給料月額（または報酬月額）について、現在の物価高騰等社会情勢を考慮した上で反映させていただきたい。
- 委員 : 下水道事業管理者の廃止で市長の職責は増加するということは、会議への参加が増加し、さらに勤務時間も増加するのではないか。副市長との役割分担はどのようにしているのか。
- 事務局 : 市長、副市長で共通の会議に出ることもあるが、副市長のみが出席する会議もあり、役割分担はできている。
- 委員 : 働き方に見合った給料月額（または報酬月額）を決めていくことが重要なのではないか。
- 会長 : 特別職が複数ある中で、この職種だけは給料月額（または報酬月額）が上がらないという改正の仕方はできるのか。
- 事務局 : 多摩市ではこれまで給料月額（または報酬月額）に増加率を乗じて改正しているため、特に理由がなければ1つの職種だけ異なる方法で改正するということは行っていない。
- 委員 : そもそも働き方に応じた給料月額（または報酬月額）の年収総額をみるべきなのではないか。年収総額で改定率を決めて、給料月額（または報酬月額）、賞与等の額を反映させていけばよいのではないか。
- 委員 : 東京都人事委員会勧告では大きな上がり幅なので、特別職の報酬も上げてもいいのではないかと思う。
- 事務局 : 東京都人事委員会勧告では、全級全号給で平均0.88%の改定ということで、全体的に大きくベースアップしているように見えるが、細かく見ていくと、若年層は大きく増額しているが、年齢や役職の高い上位号給については上り幅が0.17%程で微増に留まっている。
- 委員 : 東京都人事委員会勧告を見たところ、大きな上がり幅なのかと思ったが、年齢や役職の

高い上位号給では上り幅が狭いことに驚いた。

委員 : 社会情勢をどのように反映していくのが難しい。

事務局 : 指標に基づいて議論を進められれば良いのだが、そういったものがないので、現状として、市長の職責や職務の困難性、市の財政状況、社会情勢、他市町村の状況、東京都人事委員会勧告の内容を総合的に勘案しご審議いただきたい。なお、今年度報酬審を開催している他の市町村では、一部、社会情勢や他市町村の状況を踏まえ、給料月額を据え置きという自治体もある。

委員 : 資料のうち、特別職の年間報酬の他市比較は令和5年度時点のもので、特別職の期末手当の支給割合の他市比較は令和4年度時点だが、異なるのはなぜか。

事務局 : 直近の資料で用意できたものが、給料月額（または報酬月額）については令和5年度で、期末手当については令和4年度だったためである。

会長 : 期末手当を常勤一般職の期末・勤勉手当の総支給月数と連動させることで、結果的に特別職の期末手当の支給月数が増加することによって、特別職の年収は上がるが給料月額（または報酬月額）自体が上がるわけではない。そのため、給料月額（または報酬月額）に反映させるべきなのではないかという意見が出ているが、その他のご意見はあるか。

委員 : 給料月額（または報酬月額）を上げるとそれに紐づいて支給される期末手当の額も増額し、二重の引き上げになるため、今回は特別職の期末手当の支給月数を常勤一般職の期末・勤勉手当の総支給月数と連動させるということのみで良いと思う。

会長 : 特別職の期末手当の支給月数を常勤一般職の期末・勤勉手当の総支給月数と連動することによって年収としては増加するので、今回の審議会では給料月額（または報酬月額）については据え置きというのには納得感がある。他の委員はいかがか。

委員 : 26市の中で特別職の期末手当の支給月数を常勤一般職の期末・勤勉手当の総支給月数と連動している自治体はどのくらいあるのか。

事務局 : 令和4年度時点で14市である。

委員 : 本来であれば職務に応じて給料月額（または報酬月額）から見直すことが大切なのではないか。

委員 : 今回の審議会では給料月額（または報酬月額）を見直していいのではないかと考えていたが、給料月額（または報酬月額）を見直すことで期末手当にも影響してくるので、据え置きが良いと思った。

委員 : 東京都内の社会情勢を反映している東京都人事委員会勧告を踏まえることは重要である。本来は給料月額（または報酬月額）を見直すべきだとは思いますが、給料月額（または報酬月額）を見直すということは退職金などすべて見ていく必要があると思うので、今回の審議会に触れるのは難しいところもあるので、期末手当の改正のみが妥当である。

会長 : 他に意見はあるか。

委員 : (なし)

会長 : 当審議会の議論のまとめとしては、今回は特別職の報酬は据え置き、期末手当の支給月数を常勤一般職の期末・勤勉手当の総支給月数と連動する内容で答申案を作成していく方向で良いか。

委員 : (全員うなづく)

会長 : 答申案に、報酬についても増額すべきとの議論があったことは答申案に入れられるか。

事務局 : 議論の経過を記載することは可能である。

会長 : では、議論の経過も踏まえ、答申案を作成してほしい。

事務局 : 承知した。

8 次回開催日程の確認

第4回開催 令和5年11月30日(木) 午後4時30分より

9 閉会

以上で、すべての日程を終了したので、午後2時20分に会長は閉会を宣言した。

以上、この議事録が正確であることを証明するため、会長及び議事録署名人において、次に記名押印する。

令和5年11月30日

会 長

齋藤裕美

議事録署名人

原 義孝

議事録署名人

馬場政宏